

令和4年7月15日

子育て王国課

令和3年7月に実施した鳥取県青少年育成意識調査では、家庭・家族、学校生活、心の状態などに対する青少年の意識や取り巻く環境について調査を実施した。

結果から見てきた課題について、対策を講じる必要がある。

【課題】1 SNS等に起因するトラブル(自撮り)による被害の発生

2 自死、いじめなど児童生徒が抱える課題

1 SNS等に起因するトラブル(自撮り)による被害の発生

(1) 調査結果

自撮りに係る被害が発生しており、表面化していない事案も数多くあると思われる。

- ・「誰かに下着姿や裸の写真等の画像を求めたことがあるか」
⇒「該当がある(加害経験)」 中学2年0.7%(3人)、高校2年1.2%(5人)
- ・「下着姿や裸の写真等の画像を人から求められたことがあるか」
⇒「該当がある(被害経験)」 中学2年1.9%(8人)、高校2年2.7%(11人)

(2) 背景・取組等

令和2年度に鳥取県青少年健全育成条例を改正し、自撮り画像要求行為の禁止規定を設け、啓発資料の学校への配布、啓発パネルの展示、ネットパトロールの実施、相談窓口の周知等を行ってきた。

(3) 対策

日常的なコミュニケーションツールとしてSNSが広く利用されている状況において、判断能力が形成途上の児童生徒を悪意のある者から守るための取組やSNS等の適切な利用に対する効果的な啓発を進めていく必要がある。

〔参考〕令和4年4月から民法改正で、成年年齢が18歳に引き下げられ、親などの同意のない契約を取り消す未成年者取消権が使えなくなることから、新たに成年となった18、19歳のアダルトビデオ(AV)出演強要被害の深刻化が懸念されており、AV出演被害防止・救済法が成立した(令和4年6月23日施行)。法律では、映像公表後1年間(法施行後2年間は「2年間」)は無条件の契約解除が可能となるなど、被害防止・救済措置が定められている。

2 自死、いじめなど児童生徒が抱える課題

(1) 調査結果

中学生、高校生の約3割は自死を考えた経験がある。

また、小学生の約5割、中高生の1～2割がいじめの被害経験、小学生の2～3割、中学生の1割、高校生の1割未満がいじめの加害経験がある。

- ・「自死を考えた経験」
⇒「該当がある(時々ある又は1、2度ある)」 中学2年(33.6%)、高校2年(31.7%)
- ・「1年ぐらいの間(小学生は今までに)にいじめられたことがあるか」
⇒「該当がある(ある又は少しある)」
小学2年(49.8%)、小学5年(51.6%)、中学2年(21.6%)、高校2年(12.6%)
- ・「1年ぐらいの間(小学生は今までに)にいじめたことがあるか」
⇒「該当がある(ある又は少しある)」
小学2年(25.3%)、小学5年(39.3%)、中学2年(13.9%)、高校2年(4.9%)

(2) 背景・取組等

児童生徒が置かれている状況はそれぞれ異なり、課題へ対応していくには、学校現場だけではなく、市町村福祉事務所、民生・児童委員、保健・医療機関、警察等との連携が重要となる。

情報共有を進め、それぞれの専門性を生かした支援や児童生徒の発達段階に応じた多面的な支援につなげるため、学校現場と関係機関が連携した相談体制づくり、児童生徒の課題に応じたケース会議の開催、対策の実施などに取り組んできた。

(3) 対策

児童生徒が抱える課題について、関係機関の連携により、効果的な支援につながっている事例を広げていくなど、学校現場と県、市町村が情報共有を進めていく必要がある。

⇒県と市町村の教育・福祉部門が連携して実施している「鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議」などのフレームを活用した情報共有の推進。

<参考>

1 自画撮りに係るこれまでの取組

[知事部局]

- ・自画撮り要求行為禁止、SNSの適正な利用に関する啓発チラシの学校への配布（令和2年度～）
- ・SNSの適正な利用に関するインターネット広告の配信（令和2年度）
- ・鳥取、島根共同テレビスポットコマーシャルによるペアレンタルコントロールに係る広報、県立図書館での啓発展示（令和3年度）
- ・ペアレンタルコントロール巡回パネル展の実施（平成29年度～）、SNSトラブル防止標語の募集（令和2年度）、SNSトラブル防止標語を周知するポスターデザイン・動画の募集（令和3年度～）（青少年育成鳥取県民会議へ委託）

[教育委員会]

- ・電子メディアとの付き合い方について、子ども・保護者・学校で学べる学習ノートの作成、学校への配布（鳥取県子どものインターネット利用教育啓発推進協議会へ委託。平成29年度～）
- ・情報モラル等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修を実施（平成28年度～）
- ・PTAの研修会等に講師としてケータイ・インターネット教育推進員を派遣し、保護者等にインターネット接続機器の機能制限の仕方について啓発（NPO法人子ども未来ネットワークへ委託。平成19年～）
- ・メディアの機能制限について紹介する動画の公開・DVDの貸し出し（令和2年度～）メディアとのより良い付き合い方について啓発する乳幼児期の保護者向けのチラシの作成、幼稚園・保育園等への配布（平成29年度～）（NPO法人子ども未来ネットワークへ委託）

[警察本部]（確認中）

- ・情報モラル教育に関する非行防止教室
- ・広報啓発活動
- ・ネットパトロールの実施

2 児童生徒が抱える課題に係るこれまでの取組

- ・鳥取県子どもの学びの環境等生活困難者対策連絡会議（県と市町村の教育・福祉部門が連携して実施）における連絡会議の開催、現場訪問の実施 <県・市町村（教育・福祉部門）>
- ・児童生徒の抱える課題に応じたケース会議の開催（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校以外の関係機関が加わり課題解決に向けた対応を検討） <学校>
- ・教育支援センターハートフルスペースによるカウンセリング、電話相談、訪問支援 <県教育委員会>
- ・相談窓口の設置、運営支援 <チャイルドライン（悩み全般）、ヤングメール（非行・犯罪被害）、いじめ110番（いじめ、ヤングケアラー）>

3 令和3年度鳥取県青少年育成意識調査

青少年等の意識や行動の実態を的確に把握し、青少年の健全育成に係る施策の推進を図るため、概ね5年ごとに実施し、青少年施策の基礎資料としている。

(1) 調査対象

小学2年、小学5年、中学2年、高校2年の児童生徒及びその保護者並びに青年（19歳から29歳までの者）の中から、無作為に抽出した者。

(2) 調査期間

令和3年7月1日から31日まで

(3) 回答者数等

区分	小学2年	小学5年	中学2年	高校2年	保護者	青年	全体
調査客体	471人	458人	435人	420人	1,784人	1,681人	5,249人
回答者数	450人	420人	416人	413人	1,577人	397人	3,673人
回収率	95.5%	91.7%	95.6%	98.3%	88.4%	23.6%	70.0%

(4) 調査内容

家庭・家族、生活、学校生活、心の状態、不良行為・非行、被害の経験、ヤングケアラーの状況、SNS利用の状況等